

旧細川刑部邸及び熊本城本丸御殿復旧整備事業に伴う展示基本設計業務委託  
プロポーザル実施要項

標記の業務委託について公募型プロポーザル方式の手続きを実施しますので、次のとおり参加者を募集します。

1 業務概要

(1) 業務委託名

旧細川刑部邸及び熊本城本丸御殿復旧整備事業に伴う展示基本設計業務委託

(2) 業務目的

旧細川刑部邸及び熊本城本丸御殿の2施設の業務対象となる空間において、空間毎の活用方針を検討した上で、展示の基本設計を行う。

(3) 業務内容

「旧細川刑部邸及び熊本城本丸御殿復旧整備事業に伴う展示基本設計業務委託仕様書」(以下「基本仕様書」という。)による内容を含むものとする。

(4) 業務対象

ア 熊本市中央区古京町3-1 旧細川刑部邸

基本仕様書「2 業務対象」に示す範囲

イ 熊本市中央区本丸1-1 熊本城本丸御殿

基本仕様書「2 業務対象」に示す範囲

(5) 履行場所

業務対象所在地及び受託者作業地

(6) 履行期間

契約締結日(令和8年5月中旬予定)から令和9年(2027年)3月19日(金)まで

(7) 提案上限額

14,432千円(消費税及び地方消費税相当額を含む)を上限とする。

(8) 業者選定の方法

公募型プロポーザル方式

2 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱(平成20年告示第731号)第5条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。さらに、業種として、第1分類「催事関係業務」・第2分類「企画・運営」業務での登録をしているこ

と。

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成 18 年告示第 105 号）第 3 条第 1 号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成 21 年告示第 199 号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (7) 業として本件プロポーザルに付する契約に係る業務を営んでいること。
- (8) 過去 3 年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と市長が認めるものでないこと。
- (9) 国又は地方公共団体から直接受注した業務として平成 28 年以降に履行が完了した博物館施設等または民間同等施設の展示設計に関する業務受託実績があること。（ただし、実績については、展示部門の面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上のものに限る。）

### 3 プロポーザル実施要項及び関係書類の配布について

#### (1) プロポーザル実施要項及び関係書類の配布方法

本業務委託に係るプロポーザル実施要項及び提出書類の様式等は、令和 8 年（2026 年）3 月 24 日（火）から令和 8 年（2026 年）4 月 8 日（水）まで熊本市ホームページへ掲載するほか、希望する場合は「14 担当部局」に示す場所で配布する（担当課での配布は熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第 32 号）第 1 条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）。郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による交付は行わない。

担当課での配布は、午前 9 時から午後 5 時まで。熊本市ホームページでは、その運用時間内にダウンロードできる。

### 4 参加表明書等の提出について

参加を希望する者は、次のとおり「参加表明書」他必要書類を提出すること。

#### (1) 提出書類

- |                     |     |
|---------------------|-----|
| ア 参加表明書（様式第 1 号）    | 1 部 |
| イ 参加資格審査調書（様式第 2 号） | 1 部 |

なお、提出書類のサイズについては、A4版の片面印刷とする。

(2) 提出期限

令和8年（2026年）4月8日（水）17時まで

(3) 提出先

「14 担当部局」に示す場所

(4) 提出方法

持参、郵送又は電送（電子メール）により提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。電送（電子メール）により提出する場合は、必ず電話で着信を確認すること。

(5) 参加資格審査結果の通知

参加表明書を提出した全ての者に対して、参加資格審査結果を令和8年（2026年）4月10日（金）までに通知する（以下、参加資格がある旨の通知を受けた者を「プロポーザル参加者」という。）。

(6) 参加資格がないと判断した者に対する理由の説明

ア 参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない）以内に、市長に対して参加資格がないと判断した理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることが出来る。

イ 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることが出来る最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない）以内に、説明を求められた者に対し、書面により回答する。

(7) 参加表明書を提出後に都合により辞退したいときは、その旨を書面（様式は自由）で提出すること。

(8) 留意事項

様式については、参加表明書等提出日時点において記載すること。

5 プロポーザルに参加する者が1者である場合の措置

参加する者が1者である場合は、再度公告して参加表明書等の提出期限を延長するものとする。この場合、必要に応じて案件に係る参加資格の変更又は履行期間の変更を行うことがある。

6 技術提案書の提出について

プロポーザル参加者は、次のとおり「技術提案書」に必要書類を添えて提出すること。

(1) 提出書類

ア 技術提案書提出書（様式第3号）

イ 業務の実施体制（様式第4号）

- ウ 業務実績書（様式第5号）
- エ 概算見積書（様式は自由）
- オ 会社の規模・経営状態・沿革について（様式は自由）
- カ 技術提案書（様式は自由）
  - (ア) 業務実施スケジュールについて  
打ち合わせ回数、協議録の作成方法について
  - (イ) 各施設の展示コンセプトについて
  - (ウ) 文化財である旧細川刑部邸および復元建造物である熊本城本丸御殿の保存・保全への配慮について
  - (エ) 幅広い世代へ対応した展示内容について
  - (オ) 特別史跡熊本城跡を前提とした展示方法について  
周辺施設・既存施設と比較したときの、旧細川刑部邸・熊本城本丸御殿各展示の独自性について
  - (カ) 各施設の展示メンテナンス方針について
  - (キ) 役割分担  
全体業務を通しての市と提案者の具体的な役割及び作業分担について
  - (ク) その他  
本業務を遂行するにあたり必要と思慮される内容について

## (2) 提出書類作成上の注意点

- ア 提出書類の規格はA4版左とじ・横書き・原則両面とする。図面等A4サイズより大きな書類がある場合はA4サイズに折り込むこと。
- イ 6(1)イからカについては、正副2部（正本1・副本1）とデータ（CD-Rなどのディスクに記録したもの）を提出すること。
- ウ 6(1)カの技術提案書については、「基本仕様書」及び「旧細川刑部邸及び熊本城本丸御殿復旧整備事業に伴う展示基本設計業務委託審査等に関する実施要領」「別紙1：提案内容の評価基準書」を参考に作成すること。
- エ 6(1)エの概算見積書については、基本仕様書「6 業務内容・範囲」(1)から(2)の各号に対する積算額を提示すること。

## (3) 提出期限

令和8年（2026年）4月27日（月）17時まで

## (4) 提出先

「14 担当部局」に示す場所

## (5) 提出方法

持参又は郵送とする。

- ア 持参の場合は8時30分から17時まで（休日を除く。）

イ 郵送の場合は一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。上記提出期限までに必着のこと。（不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。）

(6) 提案書を提出後に都合により辞退したいときは、その旨を書面（様式は自由）で提出すること。

## 7 スケジュール

※ ただし、参加表明書提出者数により、スケジュールを変更する可能性がある。

内 容	日 程
実施公告	令和8年3月24日（火）から
実施要項等交付期間	令和8年4月8日（水）まで
参加表明書提出期限	令和8年4月8日（水）
参加資格決定通知	令和8年4月10日（金）発送予定
現地見学会	令和8年4月15日（水）予定
質問書提出期限	令和8年4月20日（月）
質問書回答期限	令和8年4月22日（水）
提案書の提出期限	令和8年4月27日（月）
ヒアリング審査	令和8年5月11日（月）予定
選定結果通知	令和8年5月中旬予定
契約締結	令和8年5月中旬予定

## 8 現地見学会

当該公募型プロポーザルに伴う現地見学は、令和8年（2026年）4月15日（水）（予定）に実施する。見学の対象とする施設は、旧細川刑部邸と熊本城本丸御殿とする。見学会は、個別には実施しない。参加希望者は参加表明書提出期限までに電子メールで申込を行うこと。見学者は1事業者につき3名までとし、見学する者の氏名・連絡先を明記すること。詳細は申込者に別途連絡する。

## 9 質問書について

- (1) 質問は質問書（様式第6号）で行うこととし、電子メールで受け付けるが、着信の確認を行うこと。
- (2) 質問の受付は令和8年（2026年）4月20日（月）17時までとする。
- (3) 質問への回答は「14 担当部局」に示す場所で閲覧に供するとともに、熊本市ホームページへ掲載する（個別回答は行わない）。なお、閲覧期間は、令和8年（2026年）4月22日（水）までに開始し、令和8年（2026年）4月27日（月）までとする。

## 1 0 業者選定の手順

- (1) 業者の選定にあたっては、書類審査及びヒアリングを行う。
  - (2) 書類審査及びヒアリングの評価は、「旧細川刑部邸及び熊本城本丸御殿復旧整備事業に伴う展示基本設計業務委託審査委員会設置要綱」に基づき「旧細川刑部邸及び熊本城本丸御殿復旧整備事業に伴う展示基本設計業務委託に関する審査委員会」（以下、「審査会」という。）において行い、その評価点を参考に総合的に審査して1者を選定する。
  - (3) ヒアリングについて
    - ア 日時は令和8年（2026年）5月11日（月）を予定。
    - イ 出席者は、3名以内とする。
    - ウ ヒアリングは、非公開とする。
    - エ ヒアリング時間は、30分以内を予定する。
    - オ ヒアリングに参加しない場合は、受託意思がないものとみなし、原則として選定しないものとする。ただし、交通機関の事故等やむをえない理由により出席できない場合はこの限りでないので、該当する場合は「14 担当部局」へ電話等の手段により連絡を入れるとともに、後日その理由を書面（様式は自由）にて提出すること。
    - カ ヒアリング時の説明に際しては、提出した提案書等のみを使用することとし、ヒアリング時の追加資料は受理しない。
    - キ ヒアリングの際、プロポーザル参加者はモニターを利用することができるので、希望する場合は事前に「14 担当部局」へ相談すること。ただし、投影できるのは提出済みの資料の電子データに限り、追加資料の投影・差し替えは認めない。
    - ク 結果については、プロポーザル参加者に対して郵送により通知する。
- ※ 参加者数により変更の可能性が有る。
  - ※ 場所と時間については別途通知する。
  - ※ 最初20分以内でプロポーザル参加者による説明の後、審査会委員による質疑を10分以内で行う。

## 1 1 書類審査及びヒアリングの評価基準

評価項目及び合計配点、評価基準は、「別紙1：提案内容の評価基準書」のとおりとする。

## 1 2 受託候補者の決定

- (1) プロポーザル参加者の中から、審査会での書類審査及びヒアリングの点数により受託候補者を決定する。
- (2) 最高得点の者が辞退その他の理由で契約交渉ができない場合は、次点のものと契約交渉を行う。

### 1.3 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて技術提案書が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 著しく信義に反する行為を起こした場合
- (4) 「2 参加資格要件」のいずれかの要件を満たさなくなった場合
- (5) 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

### 1.4 担当部局

〒860-0806

熊本市中心区花畑町9番6号 SPring 熊本花畑町 3階

熊本市民文化局 熊本城総合事務所 熊本城調査研究センター

電話：096-355-2327（直通）

電子メール：[kumamotojotyousakenkyu@city.kumamoto.lg.jp](mailto:kumamotojotyousakenkyu@city.kumamoto.lg.jp)

### 1.5 プロポーザル審査結果の公表に関する事項

契約候補者を決定した場合は、担当課での閲覧及び熊本市ホームページにより次の事項を公表するものとする。

- (1) 提案者の商号又は名称（ただし、提案者が2者であった場合は、契約候補者の商号又は名称のみ表示）
- (2) 提案者（契約候補者のみ商号又は名称を表示）の評価点

### 1.6 契約候補者として選定されなかった者に対する理由の説明

- (1) 契約候補者とならなかった者は、契約候補者の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、市長に対して契約候補者として選定されなかった理由について書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

### 1.7 仕様の詳細に係る協議

- (1) 本業務委託に係る仕様の詳細については、契約候補者の提案書に記載された提案内容をもとに、契約候補者と協議を行い、市にて決定するものとする。この場合において、提案書に記載した提案内容について、契約候補者からの変更は原則として認めないものとする。ただし、市に不利にならない変更であって、プロポーザル方式の審査の公平性、透明性及び競争性に影響を及ぼさないものとして市が認めるものについて

は、この限りではない。

- (2) 契約候補者と協議が調わなかった場合は、契約次点候補者を新たな契約候補者として仕様の詳細について協議を行うものとする。この場合における当該契約次点候補者の提案内容の取扱いについても17(1)と同様とする。
- (3) 契約候補者と協議が調った場合は、契約候補者は当該仕様に基づき、見積書を提出するものとし、予定価格の制限の範囲内で市と契約を締結するものとする。

## 18 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

### (2) 契約保証金

熊本市契約事務取扱規則(昭和39年規則第7号)第22条の定めるところにより、契約候補者は、契約金額(単価契約の場合は、契約金額に予定数量を乗じて得た額)の100分の10以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合では、契約保証金を免除とする。

ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

イ 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明(ただし、契約書の写しに発注者が契約の適正な履行完了を認めた書類の写しを添えても可。)を提出したとき。

### (3) 契約書(案)

熊本市ホームページへ掲載するほか、「14 担当部局」で閲覧に供する。

- (4) 技術提案書の作成やヒアリング参加等の費用は、プロポーザル参加者の負担とする。
  - (5) 提出された書類、提案書は、保管する部数を除き、「14 担当部局」がシュレッダーにかけて破棄する。また提出された参加資格に係る書類は、参加要件の確認及び業者選定以外には使用しない。
  - (6) 本業務の実施にあたって、提出書類に記載された統括責任者及び担当者は、原則として変更できないものとする。ただし、病休、退職等のやむをえない理由がある場合には、同等以上の能力があると熊本市が認めた者に限り変更できる。
  - (7) 企画提案時に提出された概算見積額は、本業務の参考業務規模以内で業務を実施可能であるかを判断するためのものであり、契約金額とは異なる。
  - (8) 基本仕様書は、業務の大綱を示すものであり、業務内容の詳細については、プロポーザル後、選定された事業者と熊本市の協議により決定する。
  - (9) 成果品の所有権、著作権、利用権は本市に帰属するものとする。
  - (10) 参加表明書等に関する事項
- ア 提出期限までに参加表明書等及び提案書等を提出しなかった場合は参加者として

認められないものとする。

- イ 参加表明書等及び提案書等の作成及び提出（並びにヒアリング）に係る費用は、提出者の負担とする。
  - ウ 提出された参加表明書等及び提案書等は、返却しない。なお、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）の規定により、開示する場合がある。
  - エ 提出された参加表明書等及び提案書等は、参加資格の確認及び提案内容の評価以外に提出者に無断で使用しない。
  - オ 提出期限後における参加表明書等及び提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。
  - カ 参加表明書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、この参加表明書等を無効とし、参加資格の取消し、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。
  - キ 提案書等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合は、この提案書等を無効とし、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。
- (11) 参加資格の確認を行った日の翌日から契約候補者決定までの間に、参加資格があると認めた者が参加資格がないものと判明した場合は、参加資格確認の通知を理由を付して取り消すものとする。この取り消しの通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、市長に対して参加資格がないと認められた理由について書面により説明を求めることができる。
  - (12) 契約候補者の決定後契約締結までの間に、契約候補者が2に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。
  - (13) 申請書類等は、黒色のペンまたはボールペンで記入すること（消せるボールペンは不可）。